

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

当事業部は、全利用者に対し優しい医療を理念としており、自由と誇りとやすらぎを提供することを基本に掲げ、身体拘束をゼロにするための努力を続ける。また、転倒予防を目的にした身体拘束については実施しないことが原則である。仮に家族が希望する場合も、本人の人権や希望を最優先に話し合いを重ね、拘束をしなくても済む方法を追求する。ただし、下記『5. (2)身体拘束を行うことがやむを得ない場合の要件』を満たす場合は、この限りでない。

(1) 本指針の対象者

当事業部を利用中の全ての利用者を対象にしている。ただし、精神保健福祉法第 36 条に基づき主治医の判断で行う身体拘束(①自殺企図または自傷行為が著しく切迫している場合②多動または不穏が顕著な場合③そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶ恐れのある場合)に関しては、ここでは除外する。

(2) 身体拘束の定義

当指針で用いる身体拘束とは、「道具(拘束帯や拘束衣など)を用いて、一時的に該当利用者の身体の自由を拘束する行動の制限をいう」

2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 事業所内に、身体拘束適正化検討委員会(以下 委員会)を設置する。

また当委員会は、虐待防止検討委員会と一体的に設置・運営するものとする。

(2) 本委員会の運営責任者は、当事業部長とし、各ステーション事業所所長及び管理者を

「身体拘束の適正化に関する措置を適切に実施するための担当者(以下 担当者)」とする。

(3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合があり、また他のサービス事業者等と連携して委員会を開催する場合がある。

(4) 委員会の開催に当たってはテレビ電話装置等を活用する場合がある。

(5) 委員会は、月 1 回の定期的開催と、身体拘束の必要性が一時的に発生する突発事態が発生した場合等の適宜開催とする。

(6) 委員会の議題は担当者が定める。具体的には以下の事項について協議するものとする。

イ 委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 身体拘束の適正化のための指針の整備に関すること

ハ 身体拘束の適正化のための職員研修の内容に関すること

ニ 身体拘束等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 身体拘束等を実施した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

へ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

- (7) 委員会で得た結果(事業所における身体拘束等の適正化に対する体制、身体拘束等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する身体拘束等の適正化に関する研修の内容としては、身体拘束の基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき身体拘束の適正化の徹底を行うものとする。

- (1) 定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には身体拘束の適正化に関する研修を実施する。
- (2) 研修の実施内容については、記録等を保管する。

4. 身体拘束等が発生した場合の報告方法の方策に関する基本方針

実施に至るまでの説明と同意のプロセス

- (1) 現場で身体拘束が必要と考えられる事態が発生する。職員は担当者へ報告相談する。
- (2) 担当職員が、予防的なケアを実施する。
- (3) 担当者および関係者が、切迫性・非代替性・一時性を確認する。
- (4) 担当職員が、患者および家族へ検討した内容を伝え、思いを確認する。
- (5) 4の内容をふまえ、主治医・担当者・担当職員・ケアマネジャー等関係サービスで可否を検討する。
- (6) 身体拘束の実施が決定された場合、担当職員が利用者および家族へ説明し同意を得る。
- (7) 拘束を実施した職員が、カルテに(実施理由、開始日時、同意者および本人との続柄、同意した年月日など)を記載する。
- (8) 指針を参照し、適正な方法で身体拘束を実施する。
- (9) 担当者が身体拘束適正化検討委員会に報告する。
- (10) 身体拘束の必要性をカンファレンスで検討し、身体拘束の中止に向けた方法について必要時計画を見直す。
- (11) 身体拘束の中止の見通しが立ったら、担当職員が利用者および家族へ説明する。
- (12) 身体拘束を終了とする。主治医・ケアマネジャー等関係サービスにも報告する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 行動指針

- ・当事業部の方針を全職員が認識する。
- ・組織のトップも含めた職員間で問題を認識し、議論する場をもつ。
- ・本人や家族の理解と意思決定を支える。
- ・問題となっている行動の原因を探り、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
- ・事故の起きない環境を整備し、柔軟で個別性のある態勢を確保する。
- ・常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的にする。

(2) 身体拘束を行うことがやむを得ない場合の要件

ケアの工夫のみでは十分に対処できない「一時的に発生する突発事態」のみに限定し、本人あるいは他者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合、以下の3つの要件を満たす。

- 切迫性 : 本人または他者の生命または身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと
- 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

6. 利用者又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当事業部職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、利用者又はご家族、関係機関がいつでも自由に閲覧できるようにホームページにも掲載する。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

上述の「3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、各市町村等により提供される情報収集や研修等にも参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の低下させないように常に研鑽を図る。